

2025年3月26日
SBI アルヒ株式会社

訴訟の判決に関するお知らせ

2020年1月下旬、弊社が株式会社アプラス（以下「アプラス社」）と提携して取り組んでいた「ARUHI 取扱専用『アプラス投資用マンションローン』」に関して、弊社の特定のフランチャイズ店舗の役職員が、融資資料の改ざんやその指示などの不適切行為（以下「本件不適切行為」）を行ったとする疑いがある旨の報道がなされました。弊社は、特別調査チームを立ち上げ、事実関係について調査を行った結果、2020年3月31日付け「投資用マンションローンに関する調査結果について」にて、弊社のフランチャイズ店舗の役職員が、融資資料を偽造・改ざんしたこと、及びその指示をしたこと、債務者や不動産事業者らによる融資資料の改ざんを漫然と見逃したという事実はいずれも検出されなかった旨を公表しておりました。

その後、上記投資用マンションローンの債務者から、弊社及び不動産事業者らを被告として、融資資料の改ざん等を理由とした不法行為に基づく損害賠償請求訴訟が提起されておりましたが、今般、原告の請求を全面的に棄却する旨の判決が言い渡されましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 判決の内容等

- (1) 判決日：2025年3月26日
- (2) 裁判所：東京地方裁判所
- (3) 判決の内容

上記投資用マンションローンの債務者からの弊社を含む被告に対する請求全てが、棄却されました。

2. 弊社の今後の対応

弊社及び弊社のフランチャイズ店舗の役職員が本件不適切行為に関与したことはなく、弊社は、一貫して弊社が不法行為等による責任を負うことはない旨を主張してまいりましたが、今般裁判所によりかかる弊社の主張が認められたこととなります。

なお、弊社は、既にアプラス社と提携した投資用マンションローンの取り扱いを2020年1月に終了しておりますが、このような訴訟を提起されたことを真摯に受け止め、弊社が取り扱う融資関連業務全体について、フランチャイズ店舗を通じたコンプライアンスを一層強化する取り組みを進めてまいりました。弊社としては引き続き「コンプライアンス・ファースト」をスローガンに掲げ、フランチャイズ法人の管理・指導を含むコンプライアンス全般について一層の強化を図る取り組みを進めていく所存です。

以上

＜本件に関する報道関係者からのお問い合わせ先＞
SBI アルヒ株式会社 経営企画部コーポレートコミュニケーショングループ
Tel：03-6910-0028 / Email：ccom@sbiaruhi.co.jp